

世田谷区



防災

街づくり

基本方針

地震に強いまちを目指して

概要版

世田谷区

平成28年(2016年)3月改定

はじめに

1. 改定の背景と目的

世田谷区では、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、安全・安心・安定の街づくりを着実に実現するため、大規模地震を対象とした防災街づくりの考え方をまとめた、防災街づくり基本方針（目標年時：平成 27 年）を平成 10 年に策定しました。この間、国は平成 23 年に発生した東日本大震災を受け、「防災都市づくり計画策定指針」を公表し、自治体による防災都市づくり計画の策定・見直しを促進し、東京都においても、「東京都防災対応指針」の策定や被害想定の見直し及び「東京都地域防災計画」の修正等を行いました。

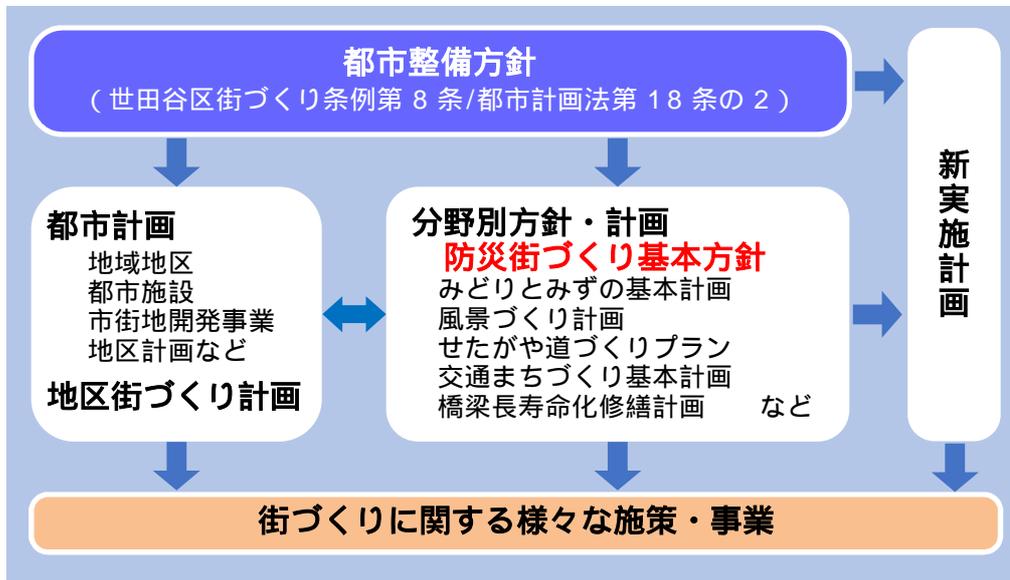
世田谷区では、都市整備の基本的な方針である都市整備方針を平成 26 年に改定し、将来都市像の一つとして「安全で、災害に強く復元力のあるまち」を示しました。これらの背景や社会情勢を踏まえ、都市整備方針を実現するための防災街づくりの考え方及び取り組みを示すとともに、区民・事業者等にとって分かりやすい内容とすることを目的として、本方針の改定を行いました。

2. 防災街づくり方針の位置づけ

防災街づくり基本方針は、基本構想、基本計画、新実施計画の計画体系の中で、都市整備分野の総合的な方針である都市整備方針の分野別方針の一つです。

また、世田谷区の総合的な防災に関する計画である地域防災計画の一部としても位置づけられています。

都市整備に関する計画等における防災街づくり基本方針の位置づけ



3. 対象とする取り組み

防災街づくり基本方針は、大規模な地震による市街地の被害を最小限に抑えるために、ハードの側面から取り組む防災街づくりと、着実な復興を進めるための、復興街づくりを対象としています。

防災街づくり基本方針は、社会情勢の変化や都市整備方針の見直しが行われた場合など、必要に応じて改定を行います。

現況と課題

～震災時に想定される市街地の危険性などについて現状と課題を示します～

市街地の現況

揺れによって引き起こされる
建築物・宅地の危険性
新耐震基準以前の建築物は区内約7万棟
急傾斜地崩壊危険箇所は区内57か所

防災街づくりの課題

揺れに対して強い
建築物・宅地とする必要がある
建築物の耐震化
がけの安全性の確保

火災の危険性

骨格防災軸に位置づけられていない都市計画道路
の区内整備状況は、主要延焼遮断帯が50%
一般延焼遮断帯が28%
全町丁目の7割が不燃領域率70%を下回る
円滑に消防活動が行なえる道路幅員6m以上の
道路から離れた区域が存在

延焼を遮断する

市街地構造とする必要がある
延焼遮断帯の形成の更なる推進
延焼遅延帯となる道路・緑道の整備や
建築物の不燃化
円滑に消防活動が行なえる
道路ネットワークの整備

避難の困難性

道路幅員4m未満の細街路率は区全体の約36%
広域避難場所に適した空間の確保は困難
区内207か所を一時集合所として指定

避難の安全性を確保する必要がある

広域避難場所までの避難路の確保
一時集合所として活用する公園等の確保
帰宅困難者集中による混乱・事故の発生防止

災害対応の困難性

災害時の拠点となる庁舎等や周辺の整備
緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化
応急仮設住宅が建築可能な用地の整備

迅速で効果的な災害対応が行える

環境を整備する必要がある
災害対策拠点は、庁舎と周辺の環境を整備
緊急輸送道路等の機能確保
応急仮設住宅用地として、生産緑地地区の
保全や公園の整備

地区における共助の必要性

高齢者を支える生産年齢人口の減少
町会・自治会への加入率は区内約56%
近年防災に対する関心が低くなっている

地区の協力体制を構築する必要がある

防災区民組織の育成・活動支援
住民相互の交流を通し地区の防災上の特性
を共有
大学や専門家の知見を防災街づくりに活用

復興街づくりのこれまでの取り組みと課題

これまでの取り組み

都市復興プログラムの策定（平成13年）
地域復興訓練の実施（北沢地区）（平成17年）
都市復興プログラムの改定（平成18年）
生活復興等を含めた震災復興マニュアルの策定（平成19年）
世田谷区都市復興プログラム実践訓練の実施（平成20年～）

今後の課題

首都直下地震の切迫性が高まる中、
いつ震災が起きても速やかに復興活
動が行える体制づくり・街づくりが求
められています。

目指すべきまちの姿

～基本理念とそれに基づく考え方を示します～

1. 基本理念

震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち

震災に備えた当面の目標として、安全に避難できる「逃げやすいまち」を目指します。
最終目標として、震災による被害が少ない「逃げないですむまち」を目指します。
震災後は、すみやかな生活再建と、災害に強い市街地の形成を目指します。

2. 防災街づくりの基本的な考え方

目標 揺れに強いまちをつくる

建築物の耐震化を促進し、揺れによる建築物の被害・損傷を未然に防ぎます。
家具の転倒防止対策等を促進し、住宅内の安全性の向上を目指します。
がけ地等は、宅地造成時の指導や、危険の周知等により土砂災害による被害軽減に努めます。

目標 火災に強いまちをつくる

防災生活圏の形成により、大規模な市街地火災の防止を目指します。また、ミニ防災生活圏の形成により、防災生活圏内部の火災の延焼抑制および避難の安全性の向上を目指します。
建築物の不燃化を図り、消防活動に資する道路や消防水利の整備を進め、火災に対する安全性の向上を目指します。
家屋内の出火を抑制し、火災の発生そのものの減少を目指します。





目標 安全に避難できるまちをつくる

区民や区内滞留者が利用できる広域避難場所等が確保されたまちを目指します。
広域避難場所の周辺建築物の不燃化等を促進し、広域避難場所等の安全性が更に確保されたまちを目指します。
広域避難場所等までの安全な経路が確保されたまちを目指します。

目標 迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる

災害対策拠点等の防災性の向上、緊急輸送道路や避難および物資輸送等に重要な道路・橋梁等の計画的な整備・改修により、迅速な災害対応ができるまちを目指します。

3 . 復興街づくりの基本的な考え方

震災前の地域コミュニティを維持しながら住民の生活再建を進めつつ、本格的な市街地復興へ円滑に移行できるような体制づくりを目指します。

区職員の復興に関する理解を進めるとともに、復興が柔軟に行える庁内体制及び区民・専門家等との災害時における協力体制の構築を目指します。

あらかじめ震災復興の基本的な考え方を示し、迅速かつ計画的な復興を目指します。
地域コミュニティの形成・充実を図り、震災後のすみやかな復興街づくりを目指します。

1 - 1 . 4つの目標を実現するための防災街づくり

(1)揺れに強いまちをつくる

建築物の耐震化を進める

【耐震化の促進】、【街づくりと合わせた耐震化の促進】

老朽木造建築物等の建替えを進める

がけや擁壁の安全性の向上に努める

家屋内の安全性の向上に努める

【家屋内の安全性の向上】、【高層の集合住宅の防災対策促進】

(2)火災に強いまちをつくる

延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路を整備する

延焼遅延効果が見込める道路や公園・緑地等を整備する

延焼遮断帯となる都市計画道路の整備に合わせた沿道の街づくりを進める

建築物の不燃化を進める

消防活動の円滑性を向上させる

消防水利の確保に努める

家屋内の出火の抑制に努める

(3)安全に避難できるまちをつくる

広域避難場所の確保に努める

地区内の避難空間を確保する

広域避難場所等の機能を向上させる

広域避難場所等への経路を確保する

震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を向上させる

学校の防災活動拠点機能の整備を進める

災害時の大規模な住宅等における自立的な生活機能の確保に努める

(4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる

災害対策拠点の防災街づくりを進める

緊急輸送道路ネットワークの機能向上に努める

ライフラインの耐震化を進める

電線類の地中化を進める

公共施設の適切な維持管理を進める

橋梁の安全性を向上させる

1 - 2 . 地区特性に合わせた防災街づくり

地区特性を捉えた効果的な取り組みを進めていくための方向性を示します。

- (1) 新たな密集市街地を作り出さない都市づくり
- (2) 地区の課題に応じた防災街づくり
 - 防災性が低い木造住宅密集地域における防災街づくり
 - 土地区画整理事業を施行すべき区域などの
 - 都市基盤が比較的未整備な地域における防災街づくり
 - 地域の拠点における防災街づくり
 - 災害対策拠点の街づくり
- (3) 他の事業と連携した防災街づくり
 - 都市計画事業などと連携した防災街づくり
 - 大規模な土地利用転換と連携した防災街づくり
- (4) 防災まちづくりを推進する地区について

2 . 復興街づくり

復興街づくりの目標を実現するため、震災復興の基本的な考え方及び今後さらに取り組むべき方策について示します。

(1) 震災時の都市復興の考え方

震災復興街づくりの目標
【被害を繰り返さない、災害に強い街づくり】
【生活の基盤となる住宅の早期再建】
【誰もが快適に暮らせる生活環境の創出、再生】
協働による復興街づくりの推進
地区特性に応じた震災復興街づくりの考え方

(2) 仮設市街地・仮設住宅等のあり方の検討

(3) 都市復興プログラムの実行性を高める取り組み

復興事業の円滑な実施のための事前の取り組み
都市復興を迅速に行うための体制の構築
復興にあたっての連携体制の構築

協働による防災街づくりを進めるために

防災街づくりを進めるためには、区民・事業者・区が連携し、それぞれが適切に役割を果たす協働の取り組みが重要です。

1. 区民・事業者・区の役割

区民・事業者・区のそれぞれが認識すべき、各主体の役割を示します。

2. 地域力の向上

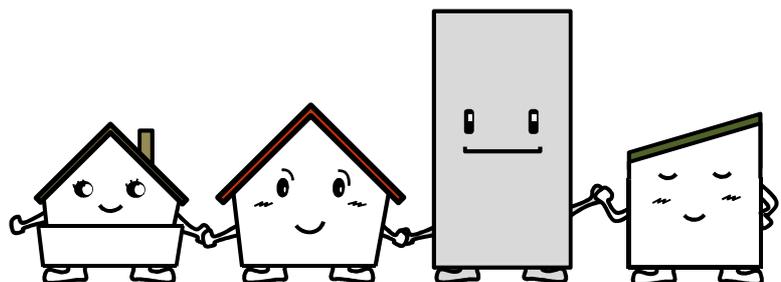
地区コミュニティにおける住民や事業者等が互いに支えあう力の向上を目指す取り組みを示します。

- (1) 地区や様々な領域の活動と連携を進める
- (2) 防災意識の向上を図る
- (3) 復興街づくりを区民と協働で進める

3. 多様な主体との連携

区と区民団体、大学などの研究機関、様々な専門家との連携体制を構築していきます。

- (1) 地区で活動する区民団体との連携
- (2) 大学などの研究機関との連携
- (3) 専門家との連携
- (4) 関係行政機関との連携



世田谷区 防災街づくり基本方針 概要版

発行日 / 平成 28 年 (2016 年) 3 月 発行 / 世田谷区 編集 / 都市整備部都市計画課
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 電話 5432-2455 (直通) ファクシミリ 5432-3023